

*学校感染症について（「入学のしおり」より抜粋）

兵庫県立星陵高等学校

下記の感染症に罹った場合は出席停止となります。集団感染防止のため、下記の表のとおり、出席停止期間中は家庭で療養してください。

インフルエンザ以外の感染症に罹った場合は、医療機関作成の登校許可証が必要となります。登校許可証の作成に関する事項については、学校のホームページ「在校生」→「保健室より」のページを参考にしてください。インフルエンザに罹った場合についても、上記ホームページを参考にしてください。

主な学校感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
はしか	解熱した後3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	
流行性角結膜炎、 感染性胃腸炎、 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで